

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第2号＞

平成23年第2回沖縄県議会（2月定例会閉会中）

平成23年5月25日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成23年 5月25日 水曜日  
開 会 午前10時 1分  
散 会 午後 2時56分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立  
(嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練及び相次ぐ米軍人・軍  
属等による事件・事故について)

---

### 出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	仲 田	弘 毅	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原		章 君
委 員	新 垣	清 涼	君
委 員	玉 城		満 君
委 員	玉 城	義 和	君
委 員	吉 田	勝 廣	君

委員外議員 なし

---

欠 席 委 員

桑 江 朝千夫 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室基地防災統括監	當 銘 健一郎 君
基地対策課長	親 川 達 男 君
警察本部刑事部長	古波蔵 正 君
警察本部交通部長	渡具知 辰 彦 君

---

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練及び相次ぐ米軍人・軍属等による事件・事故についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、警察本部刑事部長及び交通部長の出席を求めております。

なお、知事公室長は本日公務で出張中のため、その代理として知事公室基地防災統括監が出席しております。

これより、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練及び相次ぐ米軍人・軍属等による事件・事故について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室基地防災統括監の説明を求めます。

當銘健一郎基地防災統括監。

○當銘健一郎基地防災統括監 ただいま議題となっております、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練及び相次ぐ米軍人・軍属等による事件・事故について、県の対応等を御説明いたします。

去る5月20日午後、嘉手納飛行場において、米軍によるパラシュート降下訓練が実施されました。

県は、これまで、米軍を初め関係機関に対し、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の中止を強く要請してきましたが、それにもかかわらず、米軍は今回、事前通告なしに同訓練を実施したものであります。

嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は、周辺住民を初め県民に多大な不安を与えるものであり、まことに遺憾であります。

県としては、パラシュート降下訓練は、SACO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後、嘉手納飛行場において実施することがないように、日米両政府に対し、強く求めたところであります。

また、4月29日から5月21日にかけて、米軍人・軍属等による事件・事故が、連続して8件確認されており、その内訳は、酒気帯び運転2件、当て逃げ2件、強盗1件、強盗致傷1件、公務執行妨害1件、器物損壊1件となっております。

県は、4月29日に沖縄市で発生した強盗事件については、米軍関係者の家族が関与した疑いが持たれていることから、去る5月6日、米軍及び政府に対し、沖縄県警察の捜査に全面的に協力するよう強く要請したところであります。

また、5月6日には那覇市において、米海兵隊員による強盗致傷事件が発生したことから、米軍及び政府に対し、綱紀粛正及び教育を徹底し、再発防止について万全を期すよう強く要請したところであります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室基地防災統括監の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

古波蔵正刑事部長。

**○古波蔵正刑事部長** 沖縄市内で発生しました米軍人等家族による強盗事件の概要について御説明いたします。

本件は、平成23年4月29日午後6時ころ、沖縄市内のアパート先路上において、通行中の少年、当時15歳が、複数の外国人少年からナイフ様のものを顔面付近に突きつけられ、携帯電話機等を強奪された事案であります。

県警察におきましては、事件発生直後に110番通報を受けて、直ちに緊急配備を実施するとともに、周辺の聞き込み捜査等、所要の捜査を推進し、実行犯である少年2名を特定したところであります。

現在、実行犯である少年2名と行動を共にしていた少年、被害関係者等からの事情聴取など、真相究明に向けて捜査中であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

渡具知辰彦交通部長。

○渡具知辰彦交通部長 浦添市牧港における米軍車両による当て逃げ事案について御説明いたします。

本件は、平成23年5月2日月曜日、午後1時40分ころ、浦添市牧港の国道58号において、在沖米海兵隊所属の上等兵が軍用大型車両を運転して、宜野湾市方面から那覇市方面へ進行中、同一方向に進行中の日本人男性64歳の運転する普通乗用自動車に追突し、同車両の後部を破損させた当て逃げ事案であります。

県警察では、事案を覚知後、所要の捜査を行い、被疑車両及び被疑者である米軍人の男性23歳を割り出して道路交通法違反、事故不申告として捜査中であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練及び相次ぐ米軍人・軍属等による事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 パラシュート降下訓練ついて、時間がないので手短にやりませけれども、米軍の発表した文書がありますね、これによりますと嘉手納飛行場は日本政府に了承された降下地帯であると断じておりますけれども、まず、これに対する県の見解をお聞きしたいと思います。

○當銘健一郎基地防災統括監 委員が御指摘のステートメントという形で発表されたものの中に日本語の仮訳ですけれども、嘉手納基地は日本政府に了承された降下地帯ですという文言が確かにございます。県としましては、これまでパラシュート降下訓練につきましてはSACO合意の趣旨に沿って伊江島補助飛行場のほうで行うべきと承知してまいりました。ただここに書いてある内容

については、あたかも常時嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を行うことができるというような内容に書いてございますので、かなり認識が違うと考えております。

○前田政明委員 議員の皆さん当然持っていると思いますけれども、念のためお配りします。それはなぜかと言いますと、やはり新しい米軍の見解が入っていると思うのです。先ほど、見解が違うと言いましたけれども、今回のこの米軍の発表の特徴は皆さんどう考えていますか。

○當銘健一郎基地防災統括監 前回嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を行いましたのは2月16日でございます。そのときには事前の通告がありましたので、私のほうも米軍や在沖米国総領事館などに対して中止を訴えたわけでございます。そのときに米軍からの話では、まずパラシュート降下訓練が米軍にとってとても必要な訓練であるということ、そして伊江島が天候不良のため嘉手納飛行場で行うというような話がございます。それに比べますと今回のこのステータメントにつきましては、天候が要因ではないという文言がございますし、また伊江島で計画されていた降下訓練がある意味順調に進んでいないということで、米軍内部の事情をステータメントとして発表しているというようなところが違うのではないかと。もちろん事前の通告がなかったということは大きく違うことだと考えております。

○前田政明委員 新聞報道によると司令官はこういうものは一々連絡するものではないという報道がありますけれども、これについてはどうお考えですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 事前通告がなかったということだけに関してもまことに遺憾であると考えております。

○前田政明委員 その周辺の首長の皆さんとたまたま一緒にその日は話し合う場所があったみたいで、新聞報道では司令官は一々そういうものは連絡するものではないと、する必要があるのかという報道がありますけれども、私はとんでもないと思いますけれども。それで先ほどのその文書の中で、今までは伊江島の天候が悪いのでと言っていたと。ところが今回は本日の降下は伊江島における天候要因ではありませんということ述べて、それで最近においては好ましくない状況が続いていると、パラシュート降下訓練の結果は成功率13%だと、伊江島は。そういう面でこの精鋭かつ熟練のパラシュート隊員が訓練を要する

必要があると、それは嘉手納飛行場は日本政府に了承された降下地帯であるということで、今まで県が理解をしていた範囲は超えて米軍の都合によってこれから何度でも嘉手納飛行場でやりますよというようなメッセージになっているのではないかと思いますけれども、どうですか。

**○当銘健一郎基地防災統括監** 県の考えはSACO合意の趣旨に沿って嘉手納飛行場ではやるべきではないという考えです。

しかし、これを日本国政府に対して投げかけますと、例外的な場合については個別に判断して許される場合があるというような認識も示しております。今回このステートメントに書いてある41%の成功率とか13%の成功率というのは米軍内部の話であって、私ども全く承知しておりません。沖縄防衛局に対しましても、なぜ今回例外的に行ったかということについては照会をしているところでございまして、沖縄防衛局においても米軍に対して照会をしているということです。

**○前田政明委員** 外務省は何と言っていますか。

**○当銘健一郎基地防災統括監** 国の答弁書でございますけれども、答弁書でお答えさせていただきませんが、使用する主目的が飛行場であることに反するのではない限り、本件パラシュート降下訓練のような訓練の実施を排除しているとは考えていないと。これは結構前の平成10年ごろの答弁書でございますけれども、そのような答弁がなされております。

**○前田政明委員** 私が聞いているのは皆さんはこの件で外務省沖縄事務所大使含めて聞いたのかと、その結果どうだったかと聞いているのです。10年前の話ではない。

**○親川達男基地対策課長** 嘉手納飛行場での今回のパラシュート降下訓練、まず降下で認められているという点につきましては、先ほど基地防災統括監から説明があったように、協定で嘉手納飛行場は主目的が飛行場ということで、その中では軍の運用の中で特に規制を受けていないということで、それはできるという判断だと回答をもらいました。あわせて例外の件につきましては、SACO合意で読谷補助飛行場で行われておりましたパラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移されたわけですが、その際も訓練については伊江島補助飛行場で実施されるのですけれども、嘉手納飛行場についてはあくまでも例

外的な場合に限って使用すると、両政府で認識しているという説明を受けたところでもあります。

○前田政明委員 これはいつ、だれからですか。

○親川達男基地対策課長 今回問い合わせたのですけれども、その根拠は過去の国会での政府の質問主意書に対する政府見解を引用しておりました。その一つが平成19年2月の照屋寛徳衆議院議員から提出を受けた質問主意書に対する政府見解を根拠に今回説明を受けたところでもあります。

○前田政明委員 防衛局は先ほど問い合わせ中ということでしたか。

○當銘健一郎基地防災統括監 はい、問い合わせ中です。

○前田政明委員 私どもきのう外務省沖縄事務所の樽井澄夫大使に申し入れしましたけれども、その中で、市街地の真ん中でこういう危険なものはやるなど、これまでもいろいろな事件・事故があってそういう面で県民として許されないと。ましてや今後この伊江島補助飛行場は訓練場としては不適切だと、13%しかできなくて大変天候上難しいと、そういう面ではSACOの日米合意も守れる状況ではないと、例外的という形で米軍としては踏み込んで、ここは日本政府も認めているところなのだと、だからやりますよという形の新たな明快なシグナルではないかということで申し入れた。これは断固県民の立場から嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練やってはいけないと、立場に立つべきではないかと私たちやったのですけれども、たださっきありました嘉手納飛行場はSACO合意の範疇ではないのです。要するにSACO合意は読谷補助飛行場の訓練を伊江島補助飛行場に移すということが1つです。嘉手納飛行場については除外規定といいますか、やってはいけないという規定はない。そういう面で必要最小限ということになっているのだと言っておりましたけれども、必要最小限とはどういうことかと聞きましたけれども、皆さんは必要最小限とは大体どういふものかという具体的なものまで問い合わせしましたか。

○當銘健一郎基地防災統括監 この例外的な訓練を行った理由について沖縄防衛局に見解を求めております。その中にそういったものも含まれているものと承知しております。



○前田政明委員 必要最小限とはどういうものをいうか、明快な基準とか根拠というのは聞いていますか。

○當銘健一郎基地防災統括監 これも質問主意書に対する答弁書ですけれども、例外的な場合については個別の事例ごとに具体的な事情に即して判断する必要があり、あらかじめ一概に述べることは困難であるという見解が従来示されておりますが、今回改めて沖縄防衛局に求めておりますので、どういう答えが返ってくるかはその時点でないとわかりません。

○前田政明委員 今、嘉手納飛行場では御承知のとおり負担軽減どころか、どんどん外来機も来て被害が増大していると。2万2000名を超える爆音訴訟も行われている中ですけれども。私はその日すぐ現場に行っただけですけれども、見た人に聞くと最初は9人、8人、8人ということで、最初の9人はタンデムですか、抱えて2人で下りると、大体1000メートル余りの上空の雲の中から下りてきてぱっと開くという大変危険な状況というのです。それで私たちは樽井大使に聞いたのですけれども、小規模云々というけれども、この間嘉手納飛行場でどのぐらいの訓練がやられてきたかと聞いたら、樽井大使は平成15年159人、平成16年100名、そして平成19年が2回に分かれて、6名、9名、ことしの2月は6名です。今回は3隊に分かれて27人というこれはこれまでにない規模なのです。それと必要最小限については見解の相違ですと、共産党の皆さんがこれは必要最小限、小規模でないというならば、それはそれで見解の相違だということをおっしゃって、とんでもない何を言っているのだと、結局SACO合意そのものでも対象になっていない、結局は5・15メモ含めて嘉手納飛行場その他は自由だと。あとはその運用に応じて米軍がやるということに対して、日本政府—外務省はちゃんと抗議してないのです。そういう面では今回の県議会決議も含めて私が思うのは、嘉手納飛行場は日本政府に了承された降下地帯であると、そして訓練は13%しか成功していないと、SACO合意である伊江島補助飛行場はもう難しいところだということを示して、天候不順だから嘉手納飛行場でやりますという申しわけ程度の説明はもうやめて、米軍の論理で必要なのだという形で来ていることに対して、本当にどういうふうにしてこれをやめさせるのかということになると、沖縄県なり県議会なりが明確に県民の意思をしっかりと日米両政府に示して、絶対許されないという立場でしっかりと訴えていく必要があると思っておりますけれども、そのところはどうか。

○當銘健一郎基地防災統括監 今回事前の通告がありませんでしたので現地で

は見えておりません。沖縄防衛局のほうも目視という状況ですけれども、前田委員からお話のあったように今回3回に分けて降下していると、パラシュートは全体で25個という状況でございます。そして、伊江島補助飛行場以外では嘉手納飛行場でこれまで6回、最大で159人で実施した平成10年の訓練がございまして、ことし2月には6名、今回何名かわかりません。2人でパラシュート1つというのもあるようですので、パラシュートとしては25個という状況でございます。SACO合意は沖縄の基地負担の軽減を図るということ でなされたものでございまして、その当時読谷補助飛行場などで行われていたパラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転するということが書かれてございますので、県としましては、SACO合意の趣旨に沿って嘉手納飛行場では実施すべきではないと申し上げているわけで、今回も事前通告がなかったということもありまして、日米両政府の関係機関に対してはこれまで要請とあったものを今回は抗議ということで、より強く抗議をしたところでございまして、今後とも引き続き嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練については実施しないよう求めてまいりたいと考えております。

**○前田政明委員** 今回の訓練はこれまでの訓練と違うのです。今まではMC130一固定翼機から降下しているのです。今回のCH46は海兵隊なのです。ところが降下した部隊は空軍なのです。そういう面では統合訓練なのです。だから嘉手納飛行場の上空でもそうなのだけれども、これまでヘリコプターで降下訓練をやったことはなかったのではないのかなという感じを覚えているのです、事実関係としてそこはどうなのですか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** ことし2月16日に嘉手納飛行場で実施したパラシュート降下訓練は御指摘のとおりMC130が使用されていたと、私も直接見ております。今回については沖縄防衛局の話ではCH46が使用されたのではという話がございます。それ以前につきましては詳しい資料がありませんので、どういう航空機なり、どういうヘリコプターなりが使われたのかというの はわかりません。

**○前田政明委員** 私たちのいろいろな調査でも今までは固定翼機のMC130でやっていると、普天間飛行場のCH46を使ってやることはこれまでにないのです。読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練はCH53含めてずっとやっているのはありましたけれども、実質的にこの訓練で使うのは海兵隊、そしてやるのは空軍の特殊救援部隊という形で、演習の内容もこれまでにない中身になっ

ているのではないかと。極めて危険なタンデムですね、こういう危険な落下というのはありますか。嘉手納飛行場での訓練で最初の9組のうち1組がタンデムでやっているのです。これは極めて危険なのです。これまでこういうのありますか。

○**當銘健一郎基地防災統括監** 今回のパラシュート降下訓練においては沖縄防衛局からもタンデム—2人一組の降下訓練があった模様だという情報はありますが、それ以前につきましては詳しくわかりません。

○**前田政明委員** タンデムは極めて危険だと、危険な降下だというのは御理解できているのですか。

○**當銘健一郎基地防災統括監** 今回直接見ておりませんので、どういう形のものなのか実際にはわかりませんが、一般的にはパラシュート1つにつき1人よりは2人のほうが難易度は高いのかなと思っております。

○**前田政明委員** 私は嘉手納飛行場の地元の議員のみなさんのお話も聞いております。これは極めて挑戦的だと、これまで天候上と言っていたけれども、もうSACO合意も関係ないのだと、5・15メモも関係ないのだと、除外規定になっていない、すなわち禁止規定になっていないから必要があればできるのだということで、外務省も基本的には認めている。必要最小限その他というのは見解の相違ですと。そういう面ではこれを完全にとめるためには、沖縄県でこういう危険なパラシュート降下訓練をやるなという立場で、SACO合意で降下訓練は努めて伊江島補助飛行場でやりなさいということです。あと、海やその他でやるのは全部自由でしょう。沖縄全島でパラシュート降下訓練をやってはいけないという区域はあるのですか。

○**當銘健一郎基地防災統括監** これまで嘉手納飛行場以外でも津堅島の訓練場水域で6回、あるいはキャンプ・シュワブ水域で4回パラシュート降下訓練が実施されているということで、いろいろなところで行われていると承知しております。

○**前田政明委員** あるのかと聞いている。禁止されているところはあるのか。

○**當銘健一郎基地防災統括監** 陸上の標的に対して行うパラシュート降下訓練

につきましてはS A C O合意によって伊江島補助飛行場で行うと。水域については特に触れられておりませんが、水域についても私どもはS A C O合意の趣旨に沿って伊江島補助飛行場で行うべきだと。国におきましては特に禁止区域というのは設けられていないと見解を示しているということでございます。

**○前田政明委員** 嘉手納町の田仲康栄議員に現場で説明してもらいましたが、この地域の半数近くの住民が爆音訴訟の原告になっていると。そういう面で危険が見えますよね。これが恒常的にやられるということになると今でさえ爆音で苦しめられているのに、目の前で1000メートル上空から下りてくると、場合によっては風やその他でまた前みたいに、事故が起こるのではという恐怖心があるが、これを平然とやるのだと。嘉手納町議会も含めてこれはゆゆしき問題でこれまでの立場と全然違うと。この禁止規定のない中でこれからは嘉手納飛行場でも平然とやっていきますよという明確な挑戦状だと。嘉手納町長、議会もこれは絶対許されてはいけないということだと思います。沖縄県としても、負担軽減どころかどんどん強化していくということに対し、知事が正面から米軍側に対しては許せないということでしたら、外務省にも、それから米軍司令官にも、そして横田含めて日本の在日米軍の司令官にこうすべきだと思う。危険だから少なくともS A C O合意で陸地は伊江島補助飛行場でやるようにしなさいよという、県民の訴えが反映した流れになっていて、それが全く合意を無視するという状況になっているわけですから、ここは知事を先頭に本当に許さないぞという思いをしっかりとやっていただきたいと思いますけれども、この件は決意を聞いて質問終わろうと思います。

**○當銘健一郎基地防災統括監** これまでも知事名でS A C O合意の趣旨に沿ってパラシュート降下訓練は行うべきであると、したがって嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練については実施すべきでないという文書を出してまいりました。今回も抗議という形で沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、それから米軍の在日米軍沖縄調整事務所及び在沖米国総領事館あてに出しております。今後も引き続き県の考え方をきちっと伝えて、嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を行わないようにしてまいりたいと考えております。

**○前田政明委員** ぜひ知事に進言して知事が行くようにしてください。それでは日米地位協定の問題で簡単に聞きます。19歳の青年が軍属によって命を失った例について、運転停止5年としています。これは通常自動車運転過失致死罪

という状況からすればこれは本当に許せないなと思います。私は本当にけしからんと、こんな屈辱的なことが許されるかだと思いますけれどもコメントをお願いします。

○**渡具知辰彦交通部長** マスコミ報道で5年間の運転禁止処分になったということは承知しております。ただ、その処分については、県警察として米軍側が行う処分に関してお答えする立場にありませんので答弁は差し控えていただきます。

○**前田政明委員** 前の神奈川県ですか、国会で明らかになった別件では4カ月の運転停止、ただし通勤時を除くという。今回そこのところの通勤時を除くとか、そういうことが入っているかどうかわかりませんか。

○**渡具知辰彦交通部長** それはわかりません。

○**前田政明委員** 一般的な話として、皆さんが送検をした場合の自動車運転過失致死罪の場合は最高刑は幾らでしたか。

○**渡具知辰彦交通部長** 自動車運転過失致死罪、刑法211条第2項ですけども、7年以下の懲役もしくは禁固または100万円以下の罰金となっております。

○**前田政明委員** 本当にそういう面では運転行政処分的なものでは許されないと思います。これは日米地位協定の抜本的改定が必要だなと思います。次に、少年などによる強盗事件ですね。それで新聞報道によると、まず最初逮捕状を請求したと、それが期限切れになって使えなくなったということが報道されていましたがけれども、それは事実関係含めてどういうことなのでしょう。

○**古波蔵正刑事部長** 逮捕状は請求いたしまして、継続して要請しております。

○**前田政明委員** 継続ですけども、最初の逮捕状の期日については米軍側が応じなくて、皆さんとしてはそれを行使できなかったと報道されてましたけれども、その辺の事実関係についてはどうなのですか。

○**古波蔵正刑事部長** 逮捕状の有効期間は刑事訴訟法上原則として7日であります。裁判所または裁判官は相当な理由があると認めるときは、それ以上の

期限を示して逮捕状の有効期限を設けることができます。最初の逮捕状については7日で有効期限切れでしたので、再請求ということで現在継続して取得してあります。

○前田政明委員 それはなぜ継続したのですか。

○古波蔵正刑事部長 逮捕の必要性があると判断したからであります。

○前田政明委員 それはどういう事情で、そう判断する根拠は何ですか。

○古波蔵正刑事部長 犯人2人を特定いたしまして、その後の任意捜査、事情聴取の内容から逮捕の必要性があると判断したわけであります。その詳細につきましては現在調査中の事件でありますので、コメントを差し控えさせていただきます。

○前田政明委員 日米地位協定上は裁判権の問題として皆さんが送検する場合の流れとしては、米軍人・軍属の家族、この場合は私たち県民と同じような取り扱いでいいということなののでしょうか。それとも逮捕について日米政府において合意とかあるのでしょうか。そこのところ見解をお願いします。

○古波蔵正刑事部長 日米地位協定第17条5のaにおきまして、捜査に対しましては相互に援助しなければならないという規定があります。

○前田政明委員 それは相互に援助協力しなければならないという形に不都合があったわけですか、そのとおり誠実に実行されなかったから1週間の逮捕状の期限が切れてしまったということですか、そこのところ事実関係をお願いします。

○古波蔵正刑事部長 7日間米側からその協力が得られなかったということで、現在引き続き捜査の協力を要請しているところであります。

○前田政明委員 戻りますけれども、先ほどの19歳の青年の場合に皆さん公務証明書の関係で、日米合同委員会で議論になっていますか。公務中ということに対して検察側は反論して日米合同委員会でも開いて、これは公務中に当たるかどうかというような異議に基づく議論がされたかどうかということなのです。

けれども、その辺の事実関係はありますか。

○**渡具知辰彦交通部長** 公務中の関係ですけれども、県警察としては当該犯罪が公務中に行われたものであるか否かについては、被疑者の事情聴取等必要な調査の中で行っています。

○**前田政明委員** それともう一つ、新聞報道で2010年4月に北谷町で起きた米軍人・軍属のタクシー強盗事件で示談交渉決定の3日後に、本国へ強制送還され家族も引っ越したことが判明。米軍は男性に現在の所在地は不明と説明していますけれども、こういう似たような事例というのは皆さん警察のほうも幾つかあるということは知っているのでしょうか。

○**古波蔵正刑事部長** 外国人事件につきましても、日本人事件につきましても、裁判所の決定につきましても警察も承知しておりますが、その後の示談の内容等につきましても警察のほうでは把握はしていません。

○**前田政明委員** 日米地位協定上、いろいろな密約その他で主権国家でありながら米軍人や軍属に対して基地の中に逃げれば無罪放免という実態は断固許してはならない。NATOやドイツの地位協定その他は少なくともその国家主権を尊重してやるとなっていますので改めてこの問題については日米地位協定の抜本的な見直しが必要だなということを指摘して終わります。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 第31救難中隊とか、それから第320特殊戦術中隊、これは何をやる部隊ですか。

○**當銘健一郎基地防災統括監** 余り詳しくはないのですがけれども、まず第31救難中隊につきましては空軍の何らかの事故等における救難を行う隊ではないかと、第320特殊戦術中隊についてはどのような業務を行っているのかよくわかりません。

○**吉田勝廣委員** 皆さんは基地対策課だからこういう部隊が何をやる、どういう訓練をする、そして外国で何をしているとか、MC130から今度はCH46で

も訓練をすると何が変わったとか。さっき前田委員は固定翼から両翼に変わったと。その訓練内容にも若干違いが出てくるのではないかと。読谷補助飛行場では昔は高々度訓練もよくやっていた。そこのところをきちっと把握をすべきではないか。また先ほどSACOは読谷補助飛行場で行われるパラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に持っていった。パラシュート降下訓練はこれまでキャンプ・ハンセンでもキャンプ・シュワブでもやっている、そして嘉手納飛行場でもやっている。これはSACO全体からすると何も書いてない。だから極端に言うと米軍が必要と認める地域では外務省が言うように自由に訓練ができるという認識はありますか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 確かに、委員御指摘のとおり国の認識というのはそうあるわけですが、SACO合意の趣旨と申しますのは沖縄県の基地負担の軽減と、読谷補助飛行場で行われていたものが、伊江島補助飛行場に移転するという事ですから、県としては嘉手納飛行場においても行うべきでなく、これは伊江島補助飛行場で行うべきだというスタンスでございます。

**○吉田勝廣委員** 合意事項というものは日米がお互いに了解のもとでやっているわけだから、沖縄県は全然関与していないわけだ。このSACO合意だとかについては外務省とか防衛省がこういうことやりました、だから基地負担の軽減はできますと。しかしその他の演習場については従来どおりやりますと。そこが何なのかということをもう一度検証する必要があると思う。2つ目は、地元が絡まない協定とか合意事項とかいうものは余りいいことではない。いいことではないけれども、なぜ関与できないか、それを考えたことはありますか。例えば嘉手納飛行場とかは基地の使用協定を結ぶとか結ばないとかありましたね。要するに地元が関与できるような仕組みをいかにつくるか。これを考えたことありますか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** SACO合意であるとか、再編実施のための日米のロードマップであるとか、いろいろなものが盛り込まれている包括的な合意については、確かにおっしゃるとおり国対国の話で決まってくるということですが、その地元の意見を何らかの形で聞くなり、地元が絡むなりということは大変大切なことではないかと考えております。

**○吉田勝廣委員** 例えば沖縄県以外の県とか市町村の、そういう基地の使用協定だとか使用方法についての取り決め事項を調べたことはありますか。



○**當銘健一郎基地防災統括監** 自衛隊基地について調べたことはありますけれども、米軍基地については他府県の事例を調べたことはございませんが、基本的に使用協定といいますのは、米国と日本国の政府間で取り決めがなされると承知しております。

○**吉田勝廣委員** 自衛隊との使用協定の内容をちょっとお話ししてくれますか。僕はよくあらゆる基地に見に行くのだけれども、例えば静岡県御殿場市の米軍東富士演習場、そこは外務省、防衛省、地元それから県含めて協定を結んでいるのです。沖縄県は非常におくれている。演習の方法、弾の撃ち方、不発弾の処理から、だからこういうところを私たちが調べて静岡県ではこうやっているのではないかと。沖縄県の場合は2プラス2の後には国の解釈でやられっぱなしです。今、沖縄県はパラシュート降下訓練は伊江島補助飛行場でやるべきだと。しかし、S A C O合意に書いてない。読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練については向こうでやりましょうとだけなのです。その他の基地については何も書いてないから外務省はその他の県については従来どおりですよということになるわけです。だからそこに我がほうの甘さがある。2点目、事前通告とは何ですか。通告なしと言っているけれども、通告する義務があるのか。

○**當銘健一郎基地防災統括監** まず、静岡県御殿場市の件については御指摘がございましたものを調べさせていただきたいと思います。事前通告といいますのはこの訓練を実施する前に通告をしていくものということでございます。

○**吉田勝廣委員** そのような答弁だと訓練とは何かと質問をします。すべて訓練ではないかと僕は思うのだけれども、例えば原子力潜水艦の入港は事前通告、それから県道104号線越え実弾射撃訓練は事前通告、過去はいろいろありました。事前通告とは何ですか。すべての訓練を事前通告する必要があるか。

○**當銘健一郎基地防災統括監** 一連の訓練の中ですべての訓練を事前通告ということにとらえておりませんで、今回のようなパラシュート降下訓練とか県民に特に影響があるような不安を与えかねないようなものについては、ぜひ事前通告を実施すべきだと考えております。

○**吉田勝廣委員** 覚書とか合意事項とかこういうときには事前通告しなくてはならないというのはありますか。

○**當銘健一郎基地防災統括監** パラシュート降下訓練については事前通告するという取り決めはございませんけれども、演習についてはその演習ごとに演習期間等を通告するということになっております。

○**吉田勝廣委員** それは覚書ですか、合意事項ですか。

○**當銘健一郎基地防災統括監** これは5・15メモの中に施設ごとにそういう事前通告をするということが合意されているということです。

○**吉田勝廣委員** 例えば今まで事前通告というのは原子力潜水艦とか、あるいは地域住民に不安や不便を与えろとか、そういうときにはいわゆる合意的配慮ということで事前通告しなくてはならない。今回の場合は指令官がかわったのです。指令官がかわることによってその判断も違ってくる、だから大変なのです。そういうところをきちっとしておかないと、大変なことになるよということを僕は言いたいわけだ。だから事前通告とは、軍隊の特殊部隊とは、第31救難中隊とは何ですかと。極端に言うと部隊が存在する限り演習はありますよということですよ。これは米軍としては当然のことだと思う。軍隊がある限り演習はするというのが軍隊だから。そこのところをいかにして中止させるか、そしてパラシュート降下訓練は伊江島補助飛行場でやるということになっているので、伊江島村民に申しわけないけれども、合意事項に基づいてパラシュート降下訓練は伊江島補助飛行場でということは言うべきだと思う。さっき言ったように、読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練だけが向こうに移設するわけだから、読谷補助飛行場で訓練していた内容—どこの部隊がどういう訓練をしたかということがわかれば、米軍に読谷補助飛行場でやっていた実態が言えるのです。要するに海兵隊も空軍も、あるいはグリーンベレー特殊部隊もそういう対象にするわけです。読谷補助飛行場で訓練をやっていたわけだから、同じ部隊が伊江島補助飛行場でやるべきじゃないかという論理も成り立つということです。沖縄県全体に負担をかけなくても、そこのところをきちっとすれば明確になってくるのではないかということから僕は質問をしているわけです。

3点目は外務省と防衛省とは今沖縄県とは考えが違っている。県はSACO合意に基づいて伊江島補助飛行場に持っていくべきだと言っている。しかし、読谷補助飛行場でのパラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移ったわけで、それ意外は沖縄県全体で自由に使っていていいですよというのが外務省の見解です。これに対して沖縄県はどう対抗するか。そこのところはどうですか。今ま

でどおり読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練は全部伊江島補助飛行場でやるべきだという論理で通るか通らないかだけ聞きたい。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 確かにSACO合意の中では読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練について伊江島補助飛行場に移転するというございしました。嘉手納飛行場についても禁止規定というのはないわけでございます。ただ先ほどから申し上げておりますとおり、SACO合意という沖縄の基地負担の軽減を図るための合意の趣旨に沿って、嘉手納飛行場及び周辺住宅地が取り巻いているような場所での訓練というのを行うべきではないということ、今後も粘り強く日米両政府に対して訴えかけていこうと考えております。

**○吉田勝廣委員** 僕が言いたいのは、従来どおりやっても始まらないよということ。同じことを繰り返すのも大事だけれども、もうちょっと論理的に論陣を張らないと説得に欠けるのです。指令官が変わるたびに、その指令官の判断によって通告する必要もない、これは例外です、やって当たり前ではないかということがあるので、その辺はきちっと将来に向かって対策を講じるべきだと思います。

次に、刑事部長と交通部長にお聞きします。さっき家族は補償関係含め適用外だと言っていましたか。皆さんが逮捕権を要求するというのは公務外だからか、あるいは家族だからですか、どういう理由で逮捕権を要求するのですか。

**○古波蔵正刑事部長** 逮捕の必要性を判断する大事な条件は、逃走のおそれがあるということであります。それに証拠隠滅のおそれがあるということを加味して逮捕の必要性を判断するわけであります。

**○吉田勝廣委員** 逮捕を要求するには日米地位協定という壁はないということで判断していいですか。

**○古波蔵正刑事部長** 例えば軍人・軍属につきましては、日米地位協定上米軍側が拘禁・拘束をする義務があるわけです。しかし、家族に対しましては適用されません。したがって、その家族、両親が自分の子供を米本国に帰すことができるわけで、場合によっては逃走のおそれがある、あるいは証拠隠滅のおそれがあると判断したわけであります。

**○吉田勝廣委員** 要するに軍人・軍属の家族は成年であれ未成年であれ日米地

位協定の範囲外であると。さっき言ったように基地の中にいるわけだから、そういうところで保護されているので逃亡のおそれがあるから逮捕権を請求する。これは日米地位協定の外にあるということで理解していいですか。

○古波蔵正刑事部長 日米地位協定の対象外というわけではなくて、いわゆる米軍手中という言葉が使われますが、その辺の家族は対象外となっているということがあります。つまり、軍人・軍属につきましては先ほど申しましたように、米側の手中にある場合には日本側の起訴をもって身柄を引き継ぐということになります。その対象に家族はなっていないということなのです。日米地位協定上そうなっているということです。

○吉田勝廣委員 米軍の手中になかった場合は基地の外に出てきたら逮捕することができるか。

○古波蔵正刑事部長 日米地位協定の趣旨からしますと、基地外であれば逮捕はできるという理論は成り立つと思います。

○吉田勝廣委員 それで現在は基地の中で保護されているわけですが—保護という言い方はおかしいかもしれないけれども、その場合、基地の司令官の判断の有無によって逮捕させるかどうか権限持っているわけです。皆さんが交渉しているのは例えばG 5—在沖米海兵隊外交政策部であると思いますけれども、そういうところで判断をして逮捕権をぜひ行使させてくれということなのか。

○古波蔵正刑事部長 沖縄県警としましては地元の米軍基地司令官に対して、所轄署長を通じてそのような申し入れをしております。しかしながら、在沖米軍側は在日米軍側の指示を受ける必要があるということで、現在その件について調整をしているという回答を得ております。

○吉田勝廣委員 先ほど、逮捕状の有効期間は1週間ということをお話ししたのですが、それは在日米軍も承知していると思うのです。問題は逮捕しないと起訴できないわけでしょう。できますか。もうちょっと具体的に聞きますけれども、起訴すればおのずと身柄は日本側に移される。しかし、これは本来軍人・軍属に適用するものだから家族には適用できなかった。本来、素直に米軍がその逮捕状に基づいて、そういう疑いのある人の身柄を県警に渡すということ

が普通だと思うのだけど。なぜそうならないのか。

○古波蔵正刑事部長 先ほど申しましたけれども、日米地位協定の第17条の5のaにおきましては、身柄の引き渡しについては相互に援助しなければならないという規定しかございません。したがって、起訴したら身柄を引き継ぐことができるかという、そうでもない場合があります。家族に対しては適用されませんので。あくまでも米軍側の協力や援助がなければ身柄を引き取ることはできないということになります。

○吉田勝廣委員 ちょっとくどいようですが、今後の問題もありますので。要するに今までは任意で調べて、皆さんが検察に送って、検察が起訴すると身柄を拘束できるというのが大体の流れです。そのために重要な犯罪については合同委員会で判断して身柄を渡しましよとなつていっているわけです。けど、今回の場合はそういう拘束はないわけだ。本来は基地の指令官の権限の範囲内にあるわけだからさっと引き渡すのが常識です。なぜそれが素直に外務省も沖縄県警も、あるいは沖縄県もおかしいのではないかと、なぜ強く言えないのか。皆さん頑張っていると思うけれども。基地の中にいる間はいわゆる軍人・軍属・家族変わらないわけだ。そういうことでしょう。日米地位協定上相互に援助しなければならないのは当たり前のことだけれども。基地の中にいる間は軍人・軍属・家族一緒なのです。そこは日米地位協定上からいうと変だということをおっしゃるを得ないのではないかと。どうですか。

○古波蔵正刑事部長 委員の御指摘はよくわかります。しかしながら、日米地位協定上軍人・軍属と家族等は分けられて規定されている以上、我々として協力を求めるということしかできないのが現状であります。

○吉田勝廣委員 僕が言っているのは軍人・軍属は日米地位協定上守られているが、家族は適用外だから外に出れば逮捕できるし、いろいろできるわけだ。しかし、基地の中であれば軍人・軍属・家族一緒ということです。普通だったら軍人は公務中、公務外とあって、公務外でも基地中にいれば結局は逮捕できないのだから。そこを言っているのです。

○古波蔵正刑事部長 委員の御指摘のとおり、確かに基地内に対しまして警察権が及ばないというのは軍人・軍属・家族についてもそのとおりだと思います。

○吉田勝廣委員 それで今度は補償ですが、その事件・事故を起こした家族の補償問題です。

防衛省は従来、公務中でも公務外でも、軍人・軍属の場合の補償関係については防衛省が関係して補償をしましょうということだけれども、家族が起こした事件・事故についての補償関係について沖縄県はどう把握していますか。

○當銘健一郎基地防災統括監 確かに御指摘のとおり軍人・軍属の公務中の被害については、補償を国が米軍にかわって補償をします。また公務外の場合でも、これは米軍に対して見舞金の請求を行って、そしてその差額が出た場合にはさらに補償があるということです。家族については御指摘のとおり米軍からの見舞金という制度はございません。したがって、今回の事件のケースは、民事裁判で解決するということになります、その場合の県の考え方としましては、被害者への補償については当然のことながら、日米両政府が誠意を持って対応すべきであって、救済されないということは、あってはならないと考えております。

○吉田勝廣委員 だから同じことを繰り返し38年もやっているわけです。補償関係について、これまでは公務中だけだったが、今は公務外まで対象に入ってきたわけです。しかし家族関係はその範囲外であり、民事で裁判しても補償ができれば、基本的に泣き寝入りだよ。これは何回も例があることです。要するに帰ってしまって、どこにいるかわからないということも一つの問題だけれども、極端に言うと、基地の中にいれば軍人・軍属・家族が守られているのです。しかし、補償関係からいうと、政府は公務外でも公務中でも軍人・軍属は面倒見ます。家族が起こした事件については面倒見ません。いわゆる交渉のテーブルにすら着かないということなのです。だからそこところはきちっとやはりやる必要があると。それで、Yナンバーの当て逃げとかあるから車の購入時に任意保険に入るべきだとなったわけです。一歩ずつ前進はしているように見えるけれども、実際に車を購入するときは任意保険に入るけれども、買いかえとかは任意保険に入らないというのを聞いているわけです。だから沖縄県としてその辺の対策はどうするかということなのです。家族が起こした事件・事故に対して、どういう形で政府を絡ませて補償させていくのか。これはどういう対策をとっているのですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 確かにおっしゃるとおり、その家族が起こした

事件・事故に対して県民が被害者となって、それがきちんと救済されないということは非常にゆゆしき問題だと考えております。また、一方では委員御指摘のとおり、少しずつよくなっている部分等もあります。ただ、今後どのような対応が具体的に可能かということについては、私どももこれとってこうすべきだということは持っていないわけですが、日米両政府に対してそういう要請はこれまでもやっております。ただ実際効果的な対応が可能かということについては検討させていただきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 今、沖縄県の軍人・軍属に対して家族の占める割合何名ですか。

○親川達男基地対策課長 平成21年時点の人数でお答えいたします。軍人が2万4612名、軍属1381名、家族1万8902名、合計4万4895名となっております。

○吉田勝廣委員 全部言ってくれてありがたいのだけれども、その家族が事件・事故を起こした場合どうなるかということです。基地の外に住居も構えている、家族がちっちゃなトラブルとかを起こしているのをよく我々も見受けるのだけれども、このような事件・事故についてはきちっと対処しなければいけない。こういうことについては恐らく県警は歯ぎしりしていると思うのです。我々だって歯ぎしりするわけです。今みたいに軍人・軍属は政府がある程度関与できるが、家族には関与できない、しかも1万9000名が周囲に存在すると今後どういう犯罪があるかもわからない。そこのところをきちっと泣き寝入りしないようにしてもらわないと困るのです。基地防災統括監は沖縄県を代表するわけだから、もう一度答弁をお願いします。

○當銘健一郎基地防災統括監 まず、基本的な考え方といたしまして、被害者への補償については救済されないということがあってはならないというので、日米両政府は当然のことながら誠意を持って対応すべきと考えております。その基本的な考え方に基づいて、今後どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

○吉田勝廣委員 そんな抽象的なことはいいです。すべての被害者に対して責任を持って補償をなさいということは当たり前の話。それが過去何年もできなかったわけだから、どうすればいいかということが聞きたいのです。現に泣き寝入りがあるわけだから。家族も日米地位協定上の範疇に入るか、入らない

かは結構だけれども、しかし補償の関係だけは公務中であれ公務外であれ家族であれ、軍人・軍属であれ同じなのだということだけはきちっと政府に申し入れるべきです。これは沖縄県民が米軍のちっちゃな事件・事故も見逃さないようにみんな裁判所に訴えかけるとかしないと解決しないと思うのです。その辺をもう一度きちっとした対策を立てるようお願いして終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩します。

(休憩中に、吉田委員からの基地内にいる少年を逮捕しなくても、起訴できるのかという質問に対する答弁漏れがあったので、刑事部長に答弁を求めた。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開します。

古波蔵正刑事部長。

○古波蔵正刑事部長 任意でも強制捜査のいずれでも、警察側は検察庁に対して事件送致はできます。起訴するかしないかは検察側の判断になりますので、それについては警察から申し上げる立場にはございません。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 今回の少年の件に関してなのですけども、たまたま僕の事務所の裏で起こった事件なので、沖縄市というのは結構そういう事件が多発しているわけがございます。そしていろいろな席でなぜ日米地位協定改定ということで追求できないのかと、一番肌で感じているのは、多分沖縄市に住んでいる人たちなのです。毎回この米軍基地関係特別委員会の中で話されているのは、日米地位協定の中でここからはもうできませんという話なのですが、要するに米側と県警察側が、相互に援助しなければならないと、そして県警察の捜査に協力してくださいと言ったときに、向こうもコメントでは協力している最中でありますと表向きでは言っても、どうも逃げられているような感があるのですが、毎回こういうことを繰り返して、僕は特に沖縄市に住んでいる住民に対しては説明がつかないような感じがするのです。こういう少年すら何か起こしてどうせ大丈夫やさ、日米地位協定があるからどうせワッターは訴えられないよ、みたいな流れが沖縄市民も肌で感じ始めている部分があるわけです。というこ



とは基地に対して協力してくださいというそのレベルなのですが、その協力してくださいというレベルはどういうレベルなのかというのは僕らが知りたいことで、本当に抗議という感じなのか、書面でお願いしているのか、それともすごい県民の後押しを背負った圧力としてお願いをしているのか、今回のこの事件をすごく踏ん張りどころだと見ているのですが、刑事部長どうでしょうか。

○古波蔵正刑事部長 米側の協力に関してであります。今回の事件につきましても在沖の米軍自体は基地内での被疑者宅の捜査、あるいは被疑者の呼び出し、家族に対する説得、それから県警察側の各照会についての回答につきましては誠意を持って協力をしてきております。ただこの身柄の引き渡しにつきましては、在沖米軍としては在日米軍の指揮を仰がなければならないということで、在日米軍がその指揮をまだおろしていないというのが現状であります。現地では沖縄県警察と当然在沖の米軍がやりますが、そこでがちが明かなくなりますと警察庁を通じて在日米軍に対して申し入れをするという形になります。現在はその警察を通じて関係機関が在日米軍に対して協力を要請しているという段階であります。

○玉城満委員 そのときの県の対応なのですが、県が何かしらの後押しというのか、県警察がなさっている対応に直接かかわっておりますか。

○當銘健一郎基地防災統括監 本件強盗事件につきまして、県では5月6日に米軍及び沖縄防衛局や外務省沖縄事務所などに対しまして、沖縄県警察による捜査等に全面的に協力するよう強く要請しております。

○玉城満委員 今までずっと日米地位協定の件で残念なことになるケースが多かったわけですがけれども、今回は、先ほども言いましたけれども、踏ん張りどころだと思うのです。それは県警察と県もしくは日本政府を巻き込んで、米軍に対して徹底的な圧力をかけるということが絶対必要になってくると思うのです。県民を背負ってそういうところをやるという、ただ単に日米地位協定の中での要請のレベルではなくて、ひとつ大きな波を県が起こしてほしいなと僕は思っているのです。やはり県警察だけが孤軍奮闘するという流れではなくて、政府も巻き込んで、ひとつヤマトの新聞にもでかでかが出るぐらいのアクションを、どうにか起こせないものでしょうか。

○當銘健一郎基地防災統括監 個別の案件につきましては先ほど申し上げたと

おり、関係する政府並びに米軍等に直接要請をしているわけですが、関係する大臣などが来られたときにもそういう要請をしたことはございます。今後、今委員からも御指摘のとおりどうしていくかということにつきましては、確かに県警察に対して全面的に協力していただければこれは何もないわけですが、県警察からのお話でも警察庁まで行って在日米軍との調整などを行っているということですので、そういうものに対して県としてどういうことが効果的にできるかということとは考えてまいりたいと思います。

**○玉城満委員** これは今までの事例からして毎回同じことの繰り返しで、県民も特に基地の町である沖縄市に住んでいる皆さんもすごく疑問に思っていることなのです。それをどう打破していくかというところの道筋を、もう少し探していくということを県警察と組んで進めていただけないかなということが今一番の県民の思いだと思います。沖縄市はただでさえ犯罪が多発しているところに、幅広い年齢層でこういうことをやられたのでは大変なことになると思いますので、先ほどの吉田委員との重複する部分もあるかと思いますが、新たな方法をここで見つけておかないと、今後この日米地位協定に関しては米軍にただ提出しているというイメージにしか県民は思っておりませんので、知事公室のほうからも決意のほどをお聞かせください。

**○當銘健一郎基地防災統括監** これまでそういった個別案件については県警察の全面的な協力を要請してきたわけですが、それが御指摘のとおり解決できない部分というのは多々ございますので、今後県としてこういった事例については県警察と連携しながら、どういったことが可能なのか考えてまいりたいと思います。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

**○玉城義和委員** 基本的なことを一、二点聞かせてもらいたいのですが、まず沖縄県の基本的な立場ですが、このパラシュート降下訓練そのものについて、場所がどこであろうとそういう訓練については県としてはどういう基本的立場で望んでおられるのか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** パラシュート降下訓練についての県としての基本的な考え方でございますけれども、これは沖縄県民の基地負担の軽減を図る

という目的でS A C O最終報告がございますので、その趣旨に沿って実施されるべきだと考えております。

○玉城義和委員 場所を移せば容認すると、こういう立場ですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 県としましては伊江島補助飛行場におけるパラシュート降下訓練まで中止するというについては考えておりません。

○玉城義和委員 このS A C Oの最終報告は読谷補助飛行場から移すということだけを言っているだけで、例えば嘉手納飛行場でそれをやってはいけないとか、そういうことは規定されていないわけですよ。だから嘉手納飛行場はだめだけれども、伊江島補助飛行場はよかろうと、こういうことですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 S A C O合意の中で御指摘のとおり読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練は、伊江島補助飛行場で行うと、その当時地元のほうでも一定の理解が得られたということから、県では伊江島補助飛行場におけるパラシュート降下訓練についてまで禁止ということを考えてないということです。

○玉城義和委員 僕はさっきから議論を聞いていてもそうだけれども、伊江島補助飛行場はいいけれども、嘉手納飛行場はだめだという理屈は県民的には理解しにくいのですよ。要するに沖縄県が基本的にどういう態度で臨んでいるかということをも米軍はよく見ているわけで、どれぐらいの覚悟を持って沖縄県がこういうことに対処するかということは非常に重要なことです。今の法体系から言えばパラシュート降下訓練はどこでもできるわけです。伊江島補助飛行場はいいけれども嘉手納飛行場はだめですという話は基本的態度として弱いのです。だから何回も同じことを言って、同じ議論をしているわけで、やはりここは各委員からも出ているように、これを機会にこんな小さな島で空から人が降ってくるような、極めて危険性を伴うことは、どこでもやめなさいということをも当然言うぐらいでないとも米軍には効果がないと思うのですが、どうですか、そこは踏み切る必要があるのではないですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 S A C O合意の中で、読谷補助飛行場の陸上でのパラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転したということで嘉手納飛行場での訓練を禁止する規定はございませんけれども、嘉手納飛行場につきま

しては、周辺が住宅地ということもありまして県民に対して不安を与えるということから、県ではSACOの精神、すなわち沖縄県民の基地負担の軽減を図るということから、伊江島補助飛行場で行っていただきたいと申し入れているわけです。事前に連絡があればその都度中止の申し入れをしているわけで、そういうことを行うことによって一定の牽制の効果はあるものと考えております。

**○玉城義和委員** 事前に通告をするかしないかという問題ではないと思います、基本的には。今のような話だと伊江島補助飛行場でも事故は起こったことがあるわけで、要するに、十分に注意をして集落との距離をとっているという話になってしまうので、こういうことに対して反論ができないのです。伊江島は人がいないから大丈夫だと、ここは市街地だから大変だと言ったら、我々は十分注意してますよと、距離をとってありますよと書いてある。そういうことに対して有効な反論ができないでしょう。いかかですか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 伊江島補助飛行場においても、パラシュート降下訓練で提供施設外に一主に畑などに落下したという事故はございます。基本的に伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練につきましては、平成11年に伊江村が訓練の受け入れを表明し、平成12年から正式に訓練移転がなされているものでございます。しかしそういった事故は1件たりともあってはなりませんので地元の伊江村とも連携しながら、県としては適切に対応していきたいと考えております。

**○玉城義和委員** 重ねて申し上げますけれども、ここに書いてあるように基地施設の境界線より十分な距離のある内側に位置しております、だから安全ですよという理屈なのです。だから嘉手納飛行場であろうが、伊江島補助飛行場であろうが外には出ませんということで、どちらも同じことになるのです。そういう意味では、県の今とっている原則というのはこういうことに対する対応としては非常に矛盾していると、弱いと言わざるを得ません。そこは中で少し議論していただいて、こういう訓練はやはりだめだと、県内ではやるなということであれば整合性を持たないのです。ほかのもう少し安全なところならいいのかという話になってきて、非常に県民の気持ちに合わないということですので、そこはひとつ内部で議論をするということはどうですか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 米軍から出されたステートメントの内容について

では彼らがそのように考えているという一つの考え方を示しているのでしょうかけれども、その信憑性については私どもはよくわかりません。いずれにしましても、やはりSACOの最終報告で示されたような取り扱いをぜひやっていただきたいということでございます。

**○玉城義和委員** 非常に態度としては弱い、要するに伊江島補助飛行場なら結構ですどうぞやってくださいということ、県が認めたことになるので、そういう意味では私は掌握しかねますが、次に進みたいと思います。それで、先ほどから出ていることですが、パラシュート降下訓練を可能にしている法的根拠は何ですか。

**○親川達男基地対策課長** 米軍の演習、運用の根拠というのはやはりスタートは日米安全保障条約だと思います。それを受けまして日米地位協定がありますけれども、そこには日本政府は施設区域の提供義務があります。その提供施設区域については米軍の使用ができる、許されるということになっておりまして、その個々の施設については、いわゆる施設の使用協定があります。沖縄県で申しますと5・15メモになりますけれども、そこで施設ごとの使用の形態が書かれております。今回の嘉手納飛行場について、パラシュート降下訓練ができる根拠について外務省に確認したところ、主目的が嘉手納飛行場は飛行場ということになっており、その範囲で運用に支障がない場合には、例示ですけれども、パラシュート降下訓練もそこで禁じられていることではないという見解をもらっております。そういうことから総括しますと、根拠としては日米地位協定と、この使用協定の中でそういったものは必ずしも規制されていないという論理立てで説明を受けております。

**○玉城義和委員** 今回問い合わせたのですか。

**○親川達男基地対策課長** 私は2月の時点でもその件は確認しました。今回もやりましたけれども、国会の議論の中でそういった質問が出ておりまして、回答を受けたのはその趣旨に沿った形での回答でありました。

**○玉城義和委員** 沖縄県が日米地位協定の改定を最初に政府に提出したのは何年ですか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 今手元にある平成12年の資料には載っております。

すけれども、それ以前のものについては今手元に資料がないものですから、一番最初が何年かということについてはちょっとわかりません。

○玉城義和委員 違うでしょう。事務的な話をしているのです。

○當銘健一郎基地防災統括監 先ほど平成12年と申しあげましたけれども、それ以前の平成7年の要請の中にも日米地位協定の見直し要請項目が入っています。

○玉城義和委員 平成7年11月に最初に出されているわけです。そのあと稲嶺前知事のときに平成12年に出しているのと、そういうこと言えばこの改定案を出されてから既に14年たっているわけです。大田元知事のときと稲嶺前知事、そして仲井眞知事ということで歴代知事にわたってずっとこの問題を出しているわけです。その前にさきの話がありましたので関連ですが、この嘉手納飛行場というのは飛行場として使うということが規定されている。そこで規定外の降下訓練等々をするということについては、日米地位協定第25条の双方の協議事項ですか。それとも米軍のまさに運用だけの問題ですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 先ほど基地対策課長から答弁申しあげました飛行場の範囲内に、そのパラシュート降下訓練も入っているというのが国の解釈で、したがって可能であるということになります。

(休憩中に、玉城委員からそれは日米地位協定第25条の日米合同委員会での事項であるかとの確認があった。)

○親川達男基地対策課長 先ほどの飛行場という規定をしたものは5・15メモですけれども、これは日米地位協定第25条に基づく日米合同委員会合意事項です。嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練についても照会しましたけれども、その点について日米合同委員会の合意事項で定められたものではないという見解をもらっています。ただ、その回答の中で、SACOの伊江島補助飛行場へのパラシュート降下訓練についての見解の中で、基本的に陸上を標的とする訓練はできるだけ伊江島補助飛行場で行いますと、ただし嘉手納飛行場も例外的な場合に限って使用するという認識で両政府は一致しているという説明であり、特に日米合同委員会で明文化されたという説明ではなかったです。

○玉城義和委員 大枠日米安全保障条約、日米地位協定であるとしても個別具体的では今言うように、5・15メモの中からも逸脱しているということです。ここははっきりさせてもらいたいということです。

○親川達男基地対策課長 県の政府への質問も、この5・15メモへの運用に記載されていないということからスタートしましたがけれども、そういった質問に対して繰り返しになりますけれども、その飛行場という主目的に反することではなければ可能であるという回答でありました。

○玉城義和委員 まさにナンセンスな話で飛行場の目的は、飛行機が飛んだりおりたりすることが目的であって、降下訓練をすることが目的であるはずがないのです。要するにこの降下訓練は5・15メモにも違反をしているということ、沖縄県としてははっきり言うべきです。そしてそれは日米地位協定第25条の日米合同委員会の合意事項でもないのです。ある意味では日本政府が思いやり予算と同じで、思いやって解釈してあげているのです。そういうことだから我々としては手も足もでないというか、日本政府がやっていることについて、沖縄県がこういう話をと、米軍は思っているわけです。そういう意味ではきちっとした態度に出ていただきたい。それについての御感想を聞きます。

○當銘健一郎基地防災統括監 確かに、飛行場の範疇内でパラシュート降下訓練が可能となっているということで、日米両政府は合意ではなくて認識で一致しているということでございます。しかし、そうであったとしても県としましては、先ほどから基本的な考えとして申し上げておりますとおり、負担軽減を図るというSACO合意の趣旨にのっとり、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は実施すべきでないということでございます。

○玉城義和委員 先ほど玉城満委員からもありましたが、要するに我が県が平成7年11月に最初に日米地位協定の改定案を出して14年がたっている。ところがこの14年間で1ミリも前に進まないわけです。その見直しとか改定とか言っているわけですが、運用の改善ということで進まないのです。県としては、なぜ前に1ミリも動かないのか、その辺の認識はどうですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 確かに平成7年から日米地位協定の見直し一県では見直しと言っているわけですがけれども、政府からはこれまで見直すというきちんとした回答はもらっていないわけで、運用改善という言葉になっており

ます。せんだって開かれました沖縄政策協議会の基地負担軽減部会の中でも沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請といたしましては、私ども改めてまた日米地位協定の改定を訴えたわけですけれども、それについても具体的に見直しを行っていくという回答はなかったわけです。やはり粘り強く行っていくことが必要なのかなと考えております。

**○玉城義和委員** 私は本会議でも何回か言ったことがあるのだけれども、要するに粘り強くやるということは結構なのだけれども、ただ提出して同じことを繰り返して言っただけではないかというのが周囲の感じなのです。なぜこれがうまくいかないかという原因を突きとめない間は前に進みません。なぜこの出したものが前に進まないのか、なぜ日本政府はそのことについて答えようとしがないのか。その原因がはっきりわからないと打開策が打てるわけではないのです。それを聞いているのです。

**○當銘健一郎基地防災統括監** これまで沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請に対して政府側からきちんとした回答はなかったわけですけれども、去年の5月4日に当時の鳩山首相が来県された際に、知事からナシのつぶてであるというお話をさせていただきましたところ、去年の5月31日付で文書での回答がございました。今回も一月曜日ですけれども、基地負担軽減部会の中で改めて前回の要請に対する文書での回答がございました。まだもらったばかりですので分析はしておりませんが、そういった文書で回答することになったこと。改めて回答があったことで、何らかの進展があるのかなのか今後きちんと分析をして、また政府に対して要請するなり何なりということを考えていきたいと。

**○玉城義和委員** その政府からの回答というのは、どういう中身だったのですか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 23日の夜、いただいたものですから、結構分厚いようで、まだ中身については分析が進んでおりません。前回もらった内容と今回のものがどの程度進んでいるのか、あるいは同じなのかという分析はこれからということになります。

**○玉城義和委員** 分析は後でいいのだけれども、その回答の趣旨はどのようなものなのですか。



○**當銘健一郎基地防災統括監** 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請項目の各項目について政府が回答をするという形になっております。回答の部分的なものですけれども、読んで説明をさせていただきます。日米地位協定については、これまでも国会等で累次お答えしているとおおり、今後とも日米同盟をさらに深化させるよう努めていく中で普天間飛行場移設問題など、他の喫緊の課題の進展を踏まえつつその対応について検討してまいる考えですが、昨年5月の2プラス2共同発表において、環境関連事故の際の米軍施設区域への合理的な立ち入り、返還前の環境調査のための米軍施設区域への合理的な立ち入りを含む、環境に関する合意を速やかにかつ真剣に検討することに合意しました。この合意に基づき日米両政府は、昨年12月に作業部会を設置し事務レベルで検討を行っているところだと、こういう回答になっております。

○**玉城義和委員** 環境問題の話は前から出ていることで、目新しいことではないと思いますが、この14年も前に進まないということについて、何が隘路になっていて何が障害なのかということを引きつと原因を突きとめないと打つ手がないわけです。そこをどう突破するかということを経略的に配置しないと、ただ、鋭意要請している、事あるごとに申し上げていますというだけでは、私はどうにもならないと思うのです。それで釈迦に説法ですが、日米地位協定の第2条とか第3条というのは、日米安全保障条約第6条を受けているわけです。これはほぼ同じ趣旨の条文で日本国のどこにも基地をつくることはできるということです。それを受けて、その運用も管理も含めて全部米軍は日米地位協定上は自由に使えるわけです。これに基づいてすべてができています。それで私はあるとき日米地位協定の対策室長に沖縄県の出している日米地位協定の見直しの条項は、日米安全保障条約の改定なしにはできませんかと、聞いたことがあるのです。彼は言下にできませんと言ったのです。沖縄県が出している日米地位協定の見直し項目というのは基本的な部分に触れています。したがってこれをやるためには、どうしても日米安全保障条約に手をつけざるを得ませんと言ったのです。交渉が終わって席を立ちそうなときに聞いたらそう言うのです。外務官僚からすれば、これをやれば必ず日米安全保障条約に関連をしていくというのがあるのです。それは今のような自由使用を定めた日米安全保障条約のもとの協定ですから、当然我々が出している11項目等々は基本権等にかかわっているわけです。そこのところを意識するかしないかというのは非常に重要なことだと思っております。沖縄県は私の質問に対して一貫して日米安全保障条約をさわらないでもできると言っているのです。これは知事に聞く話かもし

れませんが、部局内でそういう議論はあるのですか、その辺の認識を聞かせてください。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 私どもが国に対して要請している日米地位協定の見直し11項目につきましては、県としては日米安全保障条約の改定なしでできるものと考えておりますし、また外務省から正式に日米安全保障条約を抜本的に見直さないということも聞いておりません。

**○玉城義和委員** 外務省が正式にそんなこと言うはずないです。問題はその非公式でも水面下でもいいから、なぜできないのかということ、職員が接触するとか、あるいは知事公室長が行くなりして、どこでどうなっているのかということぐらいをやらないと、前に進まないのです。今あなたがおっしゃるような公式の話だけをしていたのでは。どうして進まないかというのは理由があるわけです。だから今度の普天間移設問題で民主党が迷走したように、外務省の官僚というのは日米関係を一步でも動かすことには絶対反対なのです。現状維持なのです。だからこれにさわるとやけどするとか、一たんこれに入ってしまうと、どうにもならなくなるというのは彼らの直感なのです。だから動かないのです。やはり我がほうも戦略を立てて、どうすればできるのかということを探していかないと、何年たっても同じことです。だから我々もそういう意味では本当はどこにその隘路があって、どうすればこれが突破できるのか。あるいは日米安全保障条約を改定しなくてもできるというのであれば、どういう方法なのかも含めてもうちょっと事務レベルで交渉するとか、外務省と本音で話してみるということをしないと、動かないのです。私は水面下の交渉がいいとは思いますが、しかしどこで何がひっかかっているのかをちゃんと探らないと動きがとれないわけです。日米安全保障条約を改定しなくてもできますということも言っても、外務省は絶対そう思っていないのです。だからいろいろな局面で、いろいろなチャンネルを使って精力的にどうすれば前に進むかをやらないと、15年かかってできないものはあと10年かかってそのままいきます。釈迦に説法でしたが、もう少しいろいろな意味で情報も集めてどうすれば動くのかということを考えないと我々の全責任が問われます。権限を含めて。そういうことだけ申し上げて終わります。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 休憩します。

午後0時8分休憩

午後 1 時34分再開

○渡嘉敷喜代子委員長 再開します。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 お尋ねしたいのですが、21日の新聞報道によると通告なく降下訓練ということが載っているのですが、通告は義務づけされているのですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 パラシュート降下訓練に関して事前通告をするという義務づけはなされていないという考えです。

○新垣清涼委員 嘉手納飛行場での訓練は例外的という表示がされていますが、それは例外的なのですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 嘉手納飛行場での今回の訓練が例外的である理由について、沖縄防衛局に現在照会をしているところでございます。

○新垣清涼委員 例外的だという認識ですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 私個人としては何が例外的なのかはよくわかりませんので、まずは沖縄防衛局に対して例外的の理由を照会しているところでございます。

○新垣清涼委員 県としては、今回の訓練は例外的だという認識ですか。

○當銘健一郎基地防災統括監 まず、例外的であるなしにかかわらず、県としては嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練についてはするべきではないということをごさいますして、その例外的であるかないかは明確でないので、沖縄防衛局に照会をしているということをごさいます。

○新垣清涼委員 きょう沖縄防衛局に行ったときにもらった米軍から出されたステートメントによりますと、沖縄においてのパラシュート降下訓練実施がいかに困難であるかの一例として書いてあります。沖縄では降下訓練が非常に困難であるという米軍の認識です。その中でさらに嘉手納飛行場は、日本政府に

了承された降下地帯であるということが彼らの認識として出てきていますし、それから近隣の首長が抗議したときに指令官はすべての訓練で通告する必要はないのだという認識をしています。これらの状況から米軍が沖縄県内でパラシュート降下訓練するにおいては通告する義務はない。それから嘉手納飛行場でも必要があればやれるのだという認識を持っていると思うのですが、この文書からとれる内容は共通認識としていいのでしょうか。要するにこれが普通なのだという認識でいいのですか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** このステートメントの中にもいろいろなことが書いてありますけれども、米軍側の一方的な認識だと考えている部分もあります。ただ、先ほど申し上げましたように、パラシュート降下訓練について事前通告をやる義務はないという部分もありますけれども、それと沖縄県でもパラシュート降下訓練はいかに困難であるとか、13%しか成功率はないとか、こういうことについて我々は全く関知しておりませんのでよくわかりません。それから先ほど例外的に認められる場合についての理由を沖縄防衛局に問い合わせているということですが、その例外的にということについて、このステートメントでは、日本政府に了承された降下地帯ですとありますけれども、例外的というのと了承された降下地帯というのが本当にイコールであり得るのかどうか。その辺も含めて米側の言い分だと考えております。

**○新垣清涼委員** 私が知りたいのは一五・一五メモとかS A C O合意において嘉手納飛行場は提供施設です。それからS A C O合意では、読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練は伊江島補助飛行場に移すということを決めたわけですが、ところがそれ以外の嘉手納飛行場であったり普天間飛行場においては、パラシュート降下訓練はしない、できませんという明文化されたものはないわけです。そうすると日米両政府の中で米軍のパラシュート降下訓練は、読谷補助飛行場で行われていたものは伊江島補助飛行場に移すけれども、そこが不都合になれば嘉手納飛行場でも普天間飛行場でもやっていいですよという受け取り方ができるのではないですかということですが、それは私たち県民の気持ちと別です。その文書は何も残っていませんねという確認です。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 確かにS A C O合意などの中に明確にそのような禁止規定はないわけですが、私どもは今回抗議をいたしましたのは、まず事前通告がなくいきなり訓練をしたということ、嘉手納飛行場では県民に不安を与える訓練であってまことに遺憾であるということ。やはり沖縄の米軍

基地の負担軽減を図るためのSACO合意の趣旨に沿ったパラシュート降下訓練を行っていただきたいということでございます。

**○新垣清涼委員** このSACO合意の中で、できない区域というのは決められていない。ただ読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練は、いろいろな事件・事故があって、県民の危ないやめろという要請や抗議の中で伊江島補助飛行場に移しますという約束がされました。ところが、それ以外ではやりませんという話はないわけです。そして、先ほど確認しましたが事前通告についても、その県民が危険を感じるだとかいうことについては米軍の好意的な形で通告するものだということであって、訓練をするときには事前にしなければならないという約束はないわけです。今回20日に行われた訓練にしても、訓練要件として訓練上の日程だとか、あるいは航空機、その他装備品の準備だとか整わなければできないのだと言っていますけれども、航空機はMC130からCH46にかわっていてもやっているわけです。結局ここは彼らが意図している合同訓練かもしれない。でも表面上はそういうことを言っていないわけで、都合がつかなかったから、ここでやったのだと言っているわけです。それについては取り決めないわけですから、ある意味でやりたい放題です。そう理解できませんか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 前回2月にパラシュート降下訓練を行ったときに事前に中止を求めた。その際に伊江島補助飛行場での天候不良のためという話がありました。それに対して私どもは、伊江島での天候不良というのは理由にはなりません。それは運用を調整するなり、スケジュールを調整するなり、皆さん方の努力で当然嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は回避できるのではないかと主張しております。今回こういうステータメントで伊江島の天候不良の理由ではないという彼らの言い分だけを出しておりますけれども、陸上の住宅があるような読谷補助飛行場で行っているパラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に今は移転している。嘉手納飛行場でやるものについて、読谷補助飛行場でやっていたものとどれだけの違いがあるのだろうかと考えたとき、やはりそれは先ほどから申し上げているとおりSACO合意の趣旨に沿って訓練は伊江島補助飛行場に移転すべきだと申し上げているところでございます。

**○新垣清涼委員** 私が言いたいのは、米軍の好意を待っていたのでは沖縄県民の人権も命も守れない。沖縄県においては日本の憲法守れ、法律を守れという取り組みをしていかないといけない。日米地位協定も米軍の配慮によって捜査をさせるということを言っているわけでしょう。改定を求めても日本政府によ

って運用だというごまかしでずっと答えられてきているわけです。だからこの訓練はどこでもできるのです。今回出してきたものについて、訓練を実施するにはいろいろな要件があり、それが整わないと沖縄県では非常に難しと言いながら、嘉手納飛行場は決して使えない地域ではないのだと言っているわけですから、自分たちはどこでもできるのですと暗に言っているのです。私はそう受けとめています。だからそういう勝手放題をさせないためには制限を求める、ここ以外ではできませんというのを求めていくか、あるいはもっと踏み込んで日米安全保障条約は破棄だというぐらいの気概でないとだめではないかと思うのですが、どうですか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 日米安全保障条約につきましては我が国の平和と、東アジアの安定にこれまでも寄与してきたと考えております。したがって今回の嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練についても、法律とか日米の取り決めの中で禁止するというにはなっておりませんが、やはり県民の立場に立って県民が不安を感じる、あるいは危険性のあるものについてはこれからも中止を求めてまいりたいと考えております。

**○新垣清涼委員** そういう中止を求めることではなくて、米軍は嘉手納飛行場は許されていると言っているわけですから、日本政府にも米軍に対しても事前通告があったからそれはだめです、危険だから、住民に不安を与えるからということではなくて、そこは住民生活に支障をきたすから禁止区域にしろということを求めるべきではないかということです。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 先ほど申し上げましたけれども、沖縄防衛局に対して例外の理由を照会しております。米軍からこういうステートメントが出てはおりますけれども、それでは沖縄防衛局としてはその例外の適用についてどう考えているのかということなどが出てくるかもしれませんので、それを待ちたいと思います。

**○新垣清涼委員** 新聞報道でしかわからないのですけれども、沖縄タイムスの5月21日土曜日の26面の記事ですが、2007年1月26日に嘉手納飛行場での空軍によるパラシュート降下訓練。日米合同委員会で緊急例外的と確認と載っています。嘉手納飛行場でやることは例外的だということでお互いに確認されているのです。理由云々ではないのです。例外的にということを確認されていますから、嘉手納飛行場でやるのは日米両政府で了承済みなのです。

○**當銘健一郎基地防災統括監** 嘉手納飛行場で行うパラシュート降下訓練すべてが例外的とは考えておりません。ですから沖縄防衛局に対して例外的な理由を照会しているということでございます。

○**新垣清涼委員** 日米合同委員会で確認と載っているのです。だから県がそういう認識ということではなくて、ここに載っていますということです。

○**當銘健一郎基地防災統括監** まず日米両政府であくまでも例外的な場合に限って使用するという認識は一致していることは明らかになっておりますが、その例外的な場合については、個別の事例ごとにその具体的な事情に即して判断する必要があり、あらかじめ一概に述べることは困難。日米合同委員会においてパラシュート降下訓練に関して合意がされたという事実はないという答弁書となっております。

○**新垣清涼委員** 合意ということではなくて確認ということになっているものですからどう違うのかわかりませんが、要するに航空機についてはかえてやっているわけです。しかもそれは嘉手納飛行場でやってもかえてやっているわけです。通常で伊江島補助飛行場はMC130でやっているの、そこでやるためにCH46にかえるというのであれば、まだ話はわかるけれども、それはもちろんまだ調べていないわけですね。だから米軍の都合でどうにでも言えるということなのです。そういうことではもうだめなので、そろそろ私たちは抜本的な改革を求めていきたいと思いますという話です。

○**當銘健一郎基地防災統括監** 運用上のことにつきましてはわからない部分が非常に多くございます。前回2月の訓練では委員がおっしゃるとおりMC130から6人の米兵がパラシュート降下訓練を行ったということですし、今回なぜCH46を使用したのかということについても私どもはよくわかりません。しかし、こういうことがあればその都度、県としては中止を申し入れていきたいと考えております。

○**新垣清涼委員** 認識がちょっとずれているのかなという気がします。確かに日米安全保障条約で日本の安全だとか言うてはいますけれども、ここまで沖縄県民が犠牲になっているような、人権を踏みにじるようなものは、日本政府は直ちに改正すべきだと思います。そしてきょうは降下訓練だけ話しましたが、

事件・事故についても警察の皆さんも本当は歯がゆい思いをしていらっしやると思うのです。逮捕状をとってもなかなか身柄の引き渡しがやられない。こういうことはやはり沖縄県民の人権が軽んじられているからだと思います。そこにワジワジしているんだったら、そこは根からかえていく取り組みをぜひしていただきたいと思いますし、私ももう少し勉強をして頑張っていきますので、ぜひ皆さんもその方向でお願いしたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいのですが、県は先ほど個別的な事例で判断をするということでしたが、今回嘉手納飛行場渉外部から出たこのステートメントの理由を読んで例外的と感じますか。

○當銘健一郎基地防災統括監 この例外的に今回訓練を行った理由については、沖縄防衛局に今照会しておりますので、沖縄防衛局のほうから来ると思いますけれども、その前にステートメントが出ております。これが理由になるのかどうなのかということには、非常に理解が難しい部分があります。

○上原章委員 知事も意味不明だとか、まちの真ん中でのパラシュート降下訓練そのものがあり得ないというコメントを出していますけれども、今回悪天候が要因ではないが、伊江島補助飛行場での降下が効率が悪いという理由で、例外的だというのはどう考えても県民は理解できないと思うのです。これまでは事前通告とか日米安全保障条約の中でお互い尊重しながらやっていたものを、通告もしない、する必要もないとか、嘉手納飛行場は十分安全でありますとか、こんな一方的なコメントが出ていること自体私は理解できないのです。しかも、これまでは方便かもしれませんが、天候によるとかそれなりの理由も出していたのが、今回全く県民に対する配慮もかけられないようなコメントを出してきているわけです。これまで日米安全保障条約に対する理解をしている人でも今回のコメントは県民を愚弄しているのではないかなと感じていると思うのです。そういうことを考えると、今後一切嘉手納飛行場ではパラシュート降下訓練は認めませんと、県が強く言う必要があるのではないかと感じているのです。今回出してきた理由のどこを見てもそう受けとめられるところはないのです。むしろ、これからこの理由で続けますよというのが見えるのです。今沖縄防衛局に例外的という範疇を問うているということですが、どういう理



由が来るか確認はする必要がありますけれども、渉外部が出したステートメントに対して県は強い姿勢を示すべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 委員から御指摘のところは非常に納得する部分が多いと思います。今回米軍から声明という形で出されていますので、このことに対して県がどのようなことができるかというのは検討してみないといけませんけれども、ただ伊江島補助飛行場ではもう平成12年から正式に訓練移転がなされているわけで、今ごろ成功率が13%だとか、本当に読んでいても全く納得できないという部分が多々ございます。あとは沖縄防衛局のほうから例外的な理由についてどのようなものが示されるか、それを待ってきちんと対応したいと思います。

**○上原章委員** 百歩譲って、もし伊江島補助飛行場での成功率が低いという理由で彼らが嘉手納飛行場を使いますというのであれば、私は本末転倒だと思うのですよ。ぜひ、今回彼らが出した声明文を今一度検証して、私は県として県内ではやることはありません、むしろ県外で訓練をしてくださいというぐらい強い姿勢を示すべきだと要望したいと思います。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
具志孝助委員。

**○具志孝助委員** 朝からパラシュート降下訓練とそれから米軍人による事件・事故の件でやっているわけですが、もう似たような質疑になりますけれども、私はきょうここで特に意外に思っていることは、嘉手納飛行場における通告なしのパラシュート降下訓練、これは言語道断だと思っておりましたら、米軍が出しているステートメントの内容は開き直りなのか、この文書によると例外的な措置でもないのだと、あるいは嘉手納飛行場における降下訓練は日本政府のほうで了承されているのだという内容にもなっているのを見て愕然としているわけです。そもそもこのステートメントはいつ、どこで出されたものなのか改めてこれを説明してください。

**○親川達男基地対策課長** パラシュート降下訓練が実施された当日、沖縄防衛局から第一報が県に寄せられました。沖縄防衛局も目視調査で確認して県に連絡を入れたわけですがけれども、その際事前の連絡は沖縄防衛局にもなかったと。

米軍に問い合わせたところ、この後米側から何らかのリリースが出されるということを確認したということで、この文書については16時から17時の間に県のほうに、メールで寄せられました。それは訓練が終わった後になっております。

○具志孝助委員 改めてお聞きしますが、米軍のパラシュート降下訓練についてはどうお考えですか。必要に応じて伊江島補助飛行場でなされるものであって、嘉手納飛行場ではできないと解しているのかどうなのか、これはもう一回きちっと県の見解を聞かせてください。

○當銘健一郎基地防災統括監 パラシュート降下訓練についてはS A C O合意の趣旨に沿って、嘉手納飛行場で行うのではなく伊江島補助飛行場で行うべきだと考えております。今回のステータメントの中で彼らは例外的な措置として実施したとあるわけですが、その例外的な措置という理由がわからないものですから、それを今沖縄防衛局に照会をしているということでございます。

○具志孝助委員 繰り返して恐縮でした。我々は例外的にこういう訓練をやる場合は、米軍からあらかじめ通知があると理解していたわけですが、これまで予想された伊江島補助飛行場ではなく嘉手納飛行場で、しかも通告なしで訓練がされたと。本来、訓練の場合どういう手順で通告はされるものですか。

○親川達男基地対策課長 パラシュート降下訓練の前回2月の例で申し上げますと、米軍から沖縄防衛局を通じて県に連絡がありました。

○具志孝助委員 これは正式なルールなわけですか。沖縄防衛局もこれが正式だと認識しておりますか。

○親川達男基地対策課長 実は、パラシュート降下訓練については特にこの通告という取り決めはありません。ただ5・15メモで演習通報といったものは取り決めに基づいてなされていますけれども、演習通報もやはり沖縄防衛局を通じて県のほうに通知がなされております。

○具志孝助委員 2月の訓練の場合は沖縄防衛局を通して連絡があったわけですよ。今回はそれはなかったと。しかし、新聞報道によると米側は通告をしたということを言っているのです。これは承知していますか。そして、日本の外務大臣も一これも新聞報道で恐縮ですが、事前に通告はあったと認識

しておりますというコメントが出ているわけですが、日本政府側には通告はしたと確認をしているのですか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 沖縄防衛局に当日夜確認いたしましたところ、沖縄防衛局への事前連絡はなかったと、したがって、彼らも目視をしていたものですから、この目視の中でパラシュート降下訓練を実施しているというのがわかったということでございますし、県のほうにも当然事前の通告はないわけで、我々の抗議文も、事前の連絡もなく実施をしたと、まことに遺憾であるという抗議の内容となっております。

**○具志孝助委員** 今、沖縄防衛局に例外的な措置というのは一体全体どういうことなのかということを知りたいと照会していましたが、事前通告については、その必要があるのか、あるとすればどういう経路で県に行くのか、いわゆる2月のように沖縄防衛局を通して来るのか、直接この文書のように米軍から来るのか、あるいは沖縄防衛局ではなくて外務省経由で来るのか。今回通告はなかったと言っているけれども、これはどこにどういう確認をしているのですか。

**○親川達男基地対策課長** さまざまな通報形態がございます。米軍の演習訓練等については、通常沖縄防衛局、防衛省からまいります。ただ、原子力潜水艦の寄港については、国家間の取り決めで外務省から来る場合がありますけれども、今回は訓練演習の部類ですので、過去は沖縄防衛局が把握しているといった形でありましたので、沖縄防衛局に問い合わせたところでもあります。

**○具志孝助委員** 沖縄防衛局は連絡はなかったと言うわけです。しかし外務省の松本外務大臣はあったと言っているわけですが—これは新聞の情報で申しわけないのですけれども、新聞には出ていることは見えていますか。これはどうなのですか。外務省側に照会をしておりますか。

**○當銘健一郎基地防災統括監** 通常こういった訓練につきましては、沖縄防衛局から通報があるものですから、今回は外務省には問い合わせしておりません。

**○具志孝助委員** 松本外務大臣がその訓練の実施の意向については、事前にあったと認識しているという新聞報道なのです。そうであるとすれば、これは確認の必要があるのではないですか。例えば外務省沖縄事務所があるわけですから、ここを通してでも簡単に確認ができるわけです。

○**當銘健一郎基地防災統括監** 外務省沖縄事務所にも確認をしてみたいと思います。

○**具志孝助委員** ぜひそうあるべきだと思います。同時にこのように沖縄防衛局を通して通報があったり、あるいは外務省に仮にあったとすれば、手順が違うのです。この辺のマニュアルもきちっとしたものでなければいけないと思うのですが、一体全体どうなっているのか。例外的措置の通報は当然あるものと思っているが、あるとすればどんな形が正式なのか、そうでなければいけないということ自信を持って皆さんが認識をしておかないと、きちっとした対応ができないではないですか。相手側はやったと言うし、外務省は連絡がありましたと言うし、こんなバラバラでは力が入らないのです。一体全体どこに我々は抗議していいのかわからない。どこで間違っているのかと。ましてや今回のコメントについても、別に例外的なものでもないし、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練も日本政府側は容認していると、文書で言っているわけですから、これは何をか言わんや、どこに問題があるのだということ、きちっと調査をする必要があると思うのです。調査をしてきちっと議会に報告すべきではないですか。ぜひそれを求めるのですけれどもいかがですか。

○**當銘健一郎基地防災統括監** まず、これまで外務省に問い合わせせておりませんでしたので、外務省には問い合わせをいたします。それからもう一点、沖縄防衛局に例外的な措置の理由について照会をしておりますので、それが出てきた時点でこのステートメントとあわせて対応を検討したいと思います。

○**具志孝助委員** そうでもないとあれだけの地域の市町村がいち早く集まって抗議決議をやっている。県に問い合わせてみたらその辺の事実関係がはっきり把握していない、例外的な措置についてもわからないと。こういうことだったら、この怒りをどこにぶつけていいか、向こうだって困るではないですか。まず、そこの究明が私は大変、大事だと思っていますから、これをぜひ早急にやって、そして我々議会にも報告をすべきことだと思っています。

それから事件・事故の問題で、特に米軍人・軍属による事件・事故が絶えなくて本当にどうしたものだと、綱紀肅正だの、補償だの、事実関係はどうなのと言って、同じことを繰り返して追求するわけですが、全く実効は上がらないで繰り返されている。これもかねてより米側に特別な地位や特権を与えている。いわゆる彼らはそういうことをやっても公務上であれば許されるとか、逮捕権

を持たないとか、第1次裁判権を我々は有さないとか、こういう差別が許されている。そこに問題があるということで日米地位協定の改定、特にこれらの事故に対する抜本的な改定ということを要求しているわけですが、日本政府は一向にそれにこたえてくれない。運用改善で米側の好意的な措置に期待を寄せるということで、我々もじだんだを踏んでいるわけです。この日米地位協定は、米側と日本側はパートナーシップ—友好関係・信頼関係、これもっとも大事にしているのだと、日米の関係はこれからも深化させていくのだということを確認をしているにもかかわらず、こういう不平等が存在し、その影響を直接受けているのが沖縄県民だけに我々は日常的に政府に抗議をしているのです。

また、なぜ日米地位協定が今どき必要なのかということ、よくよく考えてみると、アメリカ政府が日本の司法、今回の事件・事故については日本の警察に対する不信というか信頼がないから、米側は日米地位協定で自分の国の軍人・軍属を保護してあげなきゃいけない。僕はこれが米側の理解する日米地位協定だと思っているのです。そうだとすれば、警察はこれらの事件・事故について民間側に対する対応と米軍側に対する対応に違いということがありますか。

**○古波蔵正刑事部長** 事件・事故につきましては、それが米軍関連の事件であれ日本人の事件であれ、法と証拠に基づいて適正に捜査しております。したがって、どちらかに偏った捜査ということは決してございません。

**○具志孝助委員** 警察にも許容というのか裁量というのか、これは当事者でやってくださいというように事件化しない事案と、そうでない事案というものがあると思うのです。例えば日本国内において、公務員の酒気帯び運転と一般人の酒気帯び運転は社会的な制裁という意味では違います。同じ法律で照らし合わせて考えるけれども、人間社会でやむを得ない部分かなと思うのです。仮に米側が日本の司法や警察に対する不信があるとすれば、我々が幾ら日米地位協定の改定を迫っても、米側は一たん結んだ日米地位協定は改定に応じないという部分がある。だからこそ信頼関係の構築というのはもっとも大事であるし、日ごろから我々は米側が言う隣人の関係、友好関係というのを大事にしなくては行けないが、今沖縄の社会はそうではない。米軍の事件・事故が頻繁に発生しているわけだから、けしからん、許さない、このやろうとみんな寄ってたかって、彼らを逃したら逮捕権もないのだからやっつけてしまおうという感情があるのです。結局、矛盾するわけです。日米地位協定が不平等協定になっているがために、彼らの事件・事故が絶え間なく発生しているのかなと。鶏が先か卵が先かの議論になっているわけですが、我々は心して考えなくちゃいけない

のかなと思っております。今この未解決の少年による強盗事件、いなくなっているというのですが、本国に帰ったのではないのかということがあるわけでしょう。

○古波蔵正刑事部長 現在は沖縄県内におります。

○具志孝助委員 複数の少年たちの中の1人が本国に帰ったのではないのかと、確かそういう記事を見たような覚えがあるのですが違いますか。

○古波蔵正刑事部長 これは今度の強盗事件のことに関しておっしゃっているのでしょうか。これについては米側から何の連絡も入っていません。もし万が一沖縄県から離れることがあれば事前に県警察に通報するという約束でありまして、現時点そういう話は入ってありません。

○具志孝助委員 それでは改めてお聞きしますが、今抱えている事件は米側の協力を得られて捜査は順調に進んでおりますか。

○古波蔵正刑事部長 先ほど申しましたけれども、現在、関係機関を通じましてその協力を要請しているところであります。

○具志孝助委員 協力を要請をしているけれども、どうなのですか。

○古波蔵正刑事部長 現時点、在日米軍からの回答はいただいておりません。

○具志孝助委員 結局は日米地位協定があるためにうまくいかない。日米地位協定の改定なくしてはこれらの問題もなかなか解決できないという現状ですか。

○古波蔵正刑事部長 先ほど申しましたけれども、相互に援助するということになっておりますが、その協力が現時点では得られていないということであります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練及び相次ぐ米軍人・軍属等による事件・事故についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席。また、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練及び相次ぐ米軍人・軍属等による事件・事故について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することについて協議を行った結果、提出しないことで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷 喜代子